

確認検査業務規程認可基準

平成19年6月20日制定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の27第1項に規定する確認検査業務規程の認可（同項に規定する変更に係る場合を含む。）は、当該認可の申請に係る確認検査業務規程が、この基準に定める要件に適合するものでなければ、してはならないものとする。

第1章 確認検査業務規程に記載する事項

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第26条各号に掲げる業務規程に記載すべき事項ごとに、それぞれ次に掲げる要件に適合しているものであること。

1. 確認検査の業務を行う時間及び休日に関する事項

- (1) 休日を定める場合はその休日が明確に定められていること。
- (2) 業務を実施する時間が明確に定められていること。
- (3) 業務を実施する日及び時間が、確認検査を申請する者にとって著しく利便を欠くものとなっていないこと。

2. 事務所の所在地及びその事務所が確認検査の業務を行う区域に関する事項

- (1) 全ての事務所の所在地が定められていること。
- (2) 全ての事務所について業務を行う区域が明確に定められていること。

3. 確認検査の業務の範囲に関する事項

- (1) 指定機関省令第15条各号に規定する指定区分のうち業務の範囲を更に限定する場合には、その内容が明確に定められていること。
- (2) 指定確認検査機関の代表者及び担当役員が関係する個人、企業、団体等が設計、工事監理、施工等を行う建築物についての業務を範囲から除外する旨定められていること。

4. 確認検査の業務の実施方法に関する事項

- (1) 事業年度ごとに業務の実施に関する方針を定めることが定められていること。
- (2) 確認検査業務の実施に必要な全ての事項について文書として定め、職員に周知し実施させることが定められていること。
- (3) 確認検査の申請に必要な図書及び書類、その様式、提出部数、提出方法及び提出期限が定められていること。
- (4) 確認検査を引き受けできる建築主等であるかどうかの確認方法が定められていること。
- (5) 業務を引き受ける条件に合致しない業務を引き受けない場合の手続が定められていること。

ること。

- (6) 業務を引き受ける場合の手続が定められていること。
- (7) 確認検査員等が、その関係する物件についての確認・検査業務を行わないことが定められていること。
- (8) 関係機関への通知等について以下の事項が定められていること。
 - イ 消防機関に対して同意を求める場合又は通知を行う場合の方法として次の(i)又は(ii)に掲げる事項。また、当該書類には、同意を求め、又は通知を行う趣旨を明らかにした上で、指定確認検査機関の名称、代表者の氏名、同意を求める場合の提出書類の返却方法並びに指定確認検査機関の担当者の氏名及び連絡先が明示されている旨。
 - (i) 消防機関に対して同意を求める場合にあつては、建築主から指定確認検査機関に対し提出された書類又はその内容を記載した書類を添付すること。
 - (ii) 消防機関に対して通知を行う場合にあつては、指定確認検査機関が特定行政庁に対して確認の報告を行う場合の書類を通知すること。
 - ロ 保健所への通知を行う場合の方法として「し尿浄化そうの通知書について」(昭和29年7月17日付け建設省住発第635号建設省住宅局長通達)の例によること。
- (9) 確認検査補助員が単独で確認検査業務を行わないことが定められていること。
- (10) 確認済証、適合しない旨の通知書及び適合するかどうか決定できない旨の通知書、中間検査合格証、中間検査合格証を交付することができない旨の通知書、検査済証及び検査済証を交付することができない旨の通知書の交付の方法が定められていること。
- (11) 確認の申請に係る計画の変更及び及び確認、中間検査又は完了検査の申請の取り下げに係る取扱いが定められていること。

5. 確認検査に係る手数料の収納の方法に関する事項

- (1) 手数料の収納方法が定められていること。
- (2) 手数料の納入に要する費用を負担する者が定められていること。
- (3) 手数料の増額又は減額を行う場合の要件が定められていること。
- (4) 確認検査業務の不履行、確認検査に係る申請の取り下げその他の事由が生じた場合の手数料の取扱いが定められていること。

6. 確認検査員の選任及び解任に関する事項

- (1) 選任する確認検査員の人数及びそのうち確認検査業務に専任とする人数が定められていること。
- (2) 専任する確認検査員の人数の決定及び変更方法が定められていること。
- (3) 確認検査員を解任する場合の要件が定められていること。

7. 確認検査の業務に関する秘密の保持に関する事項

- (1) 業務の実施における秘密の保持の確保に関する事項が定められていること。

(2) 文書の保存における秘密の保持に関する事項が定められていること。

8. 確認検査員の配置に関する事項

- (1) 事務所（本店を含む。）ごとに配置する確認検査員の最低人数が定められていること。
- (2) 確認検査員が1名の事務所における当該確認検査員が業務を行うことが困難となった場合の措置が定められていること。

9. 確認検査を行う際に携帯する身分証及びその携帯に関する事項

- (1) 職員が確認検査を行う際の身分証の携帯と提示の義務が定められていること。
- (2) 身分証の書式が定められていること。

10. 確認検査の業務の実施体制に関する事項

- (1) 確認検査業務を実施する組織体制について定められていること。
- (2) 確認検査業務の運営、責任、権限及びこれらの維持の方法が定められていること。

11. 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方法

- (1) 法令を遵守し業務を行うことが定められていること。
- (2) 確認検査業務の管理に関する、少なくとも以下の内容を含む規則を定めることが定められていること。
 - イ 確認検査業務体制の見直し
 - ロ 文書及び記録の管理
 - ハ 苦情等処理事務
 - ニ 内部監査
 - ホ 不適格案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について誤って確認済証、中間検査合格証又は検査済証を交付したものをいい、法第6条の2第11項に規定する通知を受けた案件を含む。以下同じ。）管理へ再発防止措置
- (3) 自律的な業務改善の仕組みの構築及びその方法が定められていること。
- (4) 確認検査業務の実施に関する記録の作成と保存を適正に行うことが定められていること。
- (5) 確認又は検査の申請件数が事業計画における見込みを上回った場合において、確認検査業務を適正に実施することが困難な場合に業務を引き受けないことが定められていること。
- (6) 標準的な業務処理期間を定めることが定められていること。
- (7) 原則として年1回以上内部監査を実施すること及びその方法が定められていること。
- (8) 不適格案件への適切な対応が定められていること。
- (9) 苦情、審査請求、損害賠償請求への対応が定められていること。

12. 法第77条の29の2各号に掲げる書類の備置及び閲覧に関する事項

- (1) 書類の閲覧の求めに適切に対応するために行う措置（指定機関省令第29条の2第4項の規定による規則の策定及び公開に関する事項を含む。）が定められていること。
- (2) 当該事業年度の前事業年度から起算して過去20事業年度以内において行った確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容が明示されていること。

13. その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項として定めるべき事項

- (1) 確認検査業務約款に盛り込む事項が定められていること。
- (2) 指定機関に関する省令第31条第1項第1号の規定による引継ぎを円滑に行うための措置が定められていること。
- (3) その他確認検査業務を公正かつ適確に実施するために必要な事項が定められていること。

第2章 確認検査業務規程の変更を認めない場合

確認検査業務規程の変更に係る認可の申請が、当該申請を行った機関に対する法第77条の35第2項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止の命令その他の指導監督上の措置のために国土交通大臣等が定めた期間内になされたもの（当該指導監督上の措置に対応するために行うものを除く。）でないこと。